

第2期愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画(素案)のパブリックコメントにおいて提出された御意見の概要と県の考え方

番号	該当箇所 《件数》	意見の概要	県の考え方
1	第二章 I 発症予防 1 予防教育・普及啓発 (1) 依存症の理解を深めるための普及啓発 《17件》	1 周知方法の提案 <ul style="list-style-type: none"> ・ TVCM ・ 啓発ポスターの掲示 (掲示場所：コンビニ、郵便局、図書館、駅・バスターミナル、病院、常設展示場、県市の施設) ・ 啓発チラシ、啓発漫画冊子、啓発パンフレット等の配布(配布場所：成人式、転入届提出時、学校等) ・ 啓発動画の放映/専門講師の派遣(放映・派遣先：学校等) ・ 知事や市長によるアピール(アピール方法：TV、SNS及び動画) ・ 分かりやすい啓発チラシを作成し県市WEBページに掲載 ・ インターネット検索の簡便化 2 周知内容の提案 <ul style="list-style-type: none"> ・ ギャンブル等依存症が恐ろしい脳の病気であること ・ WHOが認めた脳の病気であること ・ 回復できる病気であること ・ 病院等回復施設や自助グループの情報 3 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の周知強化(インターネット検索の簡便化・WEBページによる周知) ・ ギャンブル等依存症問題啓発週間の認知度向上 ・ 関係事業者による普及啓発の協力・費用負担 	ギャンブル等依存症の普及啓発については、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。 このため、〈今後の対応〉(P11)において、普及啓発の取組概要を記載しているところであり、具体的な周知方法等に関する様々な御意見は、今後の参考といたします。
2	第二章 I 発症予防 1 予防教育・普及啓発 (5) 学校教育における指導 《1件》	○ 小中学校において薬物防止と同様にギャンブル等依存症を教育 社会的認知度が上がれば、軽症のうちに回復することができる。 社会的認知度を上げるため、薬物防止教育と同様に小中学校で、授業やギャンブル依存症の冊子を配布する等、教育が必要である。	ギャンブル等依存症を含む精神疾患については、小中学校の学習指導要領に記載がなく、授業での取扱いは難しいものと考えております。
3	第二章 I 発症予防 2 アクセス制限等 (1) 本人・家族申告によるアクセス制限 (2) 20歳未満の者による投票券購入の禁止等 《2件》	○ インターネット投票のアクセス制限について、アクセス制限の申告がゼロである。当該手続簡素化により利用者の増加を図る必要があるのではないかと。 ○ インターネットからのアクセスが伸びているため、県内公営競技場と遊技場において、マイナンバーカードの年齢確認等による入場制限を実施してほしい。 (費用負担は県または関係事業者)	本人・家族申告によるアクセス制限、20歳未満の者等による投票券購入の禁止等は、全国的な制度設計に基づき実施されており、国のギャンブル等依存症対策基本計画に則し、一連の項目(P20～P25)を記載しております。 御意見を参考とし、国の動向を注視のうえ、適時適切に対応してまいりたいと考えております。

番号	項目	意見の概要	県の考え方(案)
4	第二章 I 発症予防 2 アクセス制限等 (3) 営業所内におけるA T Mの撤去に関する取組等 《 5 件》	<p>○ 「営業所内におけるA T Mの撤去に関する取組等」の項目自体の削除</p> <p>〔理由〕 A T Mの撤去の強制は独占禁止法抵触恐れがあり、関係事業者の取組として記載することは適切でない。 独禁法抵触の恐れ指摘は、国のギャンブル等依存症対策推進関係者会議における全日遊連阿部氏発言に基づく</p> <p>○ 「営業所内におけるA T Mの撤去に関する取組等」の記載の変更</p> <p>素案「A T Mが設置されているぱちんこ営業所においては、設置契約期間終了時に契約を更新しないこと等により、撤去を推進します。」を、<u>現行計画と同じ記載</u>「A T Mが設置されているぱちんこ営業所においては、契約期間終了時に契約を更新しないこと等により、順次撤去を行えるか検討し、その結果に基づき撤去を開始します。」に変更する。</p> <p>〔理由〕 A T Mの撤去は自主的な取組で、撤去を強制するものではなく、撤去の推進という記載は適当でない。撤去の強制は独占禁止法抵触の恐れのほか、民業圧迫との批判も受けかねない。 警察庁通達で「ぱちんこ業界の自主的な取組は、法令に基づき求められているものではないことと、A T Mの設置は民間事業者間の契約関係に基づくものであること」が示されていること等に基づく</p>	<p>当該項目は、国のギャンブル等依存症対策推進基本計画の類似項目に則して設けたもので、項目自体の削除は考えておりません。</p> <p>次期愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画においては、A T Mの撤去を関係者に強制するものではありません。 御意見を踏まえ、撤去の強制を想起させないように、〈今後の取組〉(P26)の記載を変更し、<u>現行計画と同じ記載</u>といたしたいと考えております。</p>
5	第二章 II 進行・再発予防及び回復支援 1 相談支援 (1) ギャンブル等依存症に関する相談支援及び回復支援 《 3 件》	<p>○ 各市町村や県内各所における相談窓口の開設してほしい。</p> <p>○ 平日昼間のみではなく、夜間休日の相談窓口を開設してほしい。</p> <p>○ オンライン相談の実施してほしい。</p>	<p>ギャンブル等依存症の相談体制整備については、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。 このため、該当項目(P27～P28)において、本県精神保健福祉センターと名古屋市精神保健福祉センター「ここらぼ」を相談拠点として位置づけ、更に各保健所における相談窓口開設を記載しております。 相談窓口拡充等の御意見は、今後の参考といたします。</p>
6	第二章 II 進行・再発予防及び回復支援 2 家族への支援 《 1 件》	<p>○ 家族教室を開催してほしい。</p> <p>○ 外部講師による相談会の頻回に開催してほしい。</p> <p>○ 家族は、どのように対応したらよいか分からない。家族相談の迅速な対応を望む。</p>	<p>家族相談の機会確保については、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。 このため、新たに〈今後の取組〉(P38)において「民間団体等との連携強化により、家族相談の機会を充実」する旨の記載を、現行計画から追加しております。 家族支援強化の御意見は、今後の参考といたします。</p>
7	第二章 II 進行・再発予防及び回復支援 2 家族への支援 《 1 件》	<p>○ 家族向け講演会をオンライン配信してほしい。</p>	<p>家族向け講演会の開催については、引き続き実施してまいりたいと考えております。 このため、〈今後の取組〉(P38)において、当該講演会の開催を記載しております。 オンライン配信の御意見は、当該講演会の開催にあたって参考といたします。</p>

番号		意見の概要	県の考え方(案)
8	第二章 Ⅱ 進行・再発予防及び回復支援 3 医療提供体制の整備 《1件》	○ 医療体制が不十分と課題を挙げているが、具体的な数値目標、施策が不十分。医療機関が依存症治療に関わりたがらない理由をハッキリさせ問題に取り組んでほしい。	医療提供体制上の課題として、〈現状と課題〉(P39)において、専門医の不足等を記載しております。 専門医の確保に努め、医療提供体制の整備を図ってまいります。
9	第二章 Ⅱ 進行・再発予防及び回復支援 3 医療提供体制の整備 《3件》	○ 全国の依存症に関して先進的な取り組みをしている病院や医師のセミナー開催等により医療体制拡充を望む。	医療提供体制の整備については、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。 このため、〈今後の取組〉(P40)において、県内医療機関に対する「依存症の専門研修受講」の案内を記載しているところであり、当該研修受講の推奨により専門医の確保に努め、医療提供体制の整備を図ってまいります。
10	第二章 Ⅱ 進行・再発予防及び回復支援 3 医療提供体制の整備 《1件》	○ 数か月に1回の病院訪問により、自助グループとの連携等を確認し、病院に依存症対策の支援金を交付するのはどうか。	医療提供体制の整備については、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。 本県としては、〈今後の取組〉(P40)のとおり、医療提供体制の整備のため、まずはギャンブル等依存症治療拠点機関の設置をめざし、当該予算の確保を図りたいと考えております。
11	第二章 Ⅱ 進行・再発予防及び回復支援 3 医療提供体制の整備 《4件》	○ 就労支援施設のように、ギャンブル依存症の方がプログラムを受けられることが出来るよう、公費を財源とした回復支援施設を県内に新設してほしい。 ○ 医療機関や民間回復施設に入所できない場合の一時的な避難場所を県内に新設	ギャンブル等依存症患者の入院・入所先の確保は重要な課題であると考えております。 本県としては、〈今後の取組〉(P40)のとおり、医療提供体制の整備のため、まずはギャンブル等依存症治療拠点機関の設置をめざし、回復支援施設等入所施設の設置はその先の課題として捉えております。
12	第二章 Ⅱ 進行・再発予防及び回復支援 4 民間団体の活動に対する支援 《1件》	○ 民間団体に夜間休日相談を委託するのはどうか。自助グループを案内するだけでなく、ギャンブル依存症の具体的な相談ができる窓口を作る必要がある。	民間団体との連携について、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。 このため、〈今後の取組〉(P43)において、自助グループと幅広い連携を記載しております。 夜間休日相談の民間団体委託の御意見については、今後の参考といたします。
13	第二章 Ⅱ 進行・再発予防及び回復支援 5 社会復帰支援 (2)ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の相談支援 《1件》	○ ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に関する相談支援の充実を望む。	ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援について、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。 このため、〈今後の対応〉(P45)において、生活困窮者支援担当職員について、関連研修の機会の活用等により、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を記載しております。
14	第二章 Ⅲ 依存症対策の基盤整備 1 依存症対策の体制整備 (1)包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現 《4件》	○ 多重債務や困窮支援の相談窓口から医療等相談窓口への連携体制を整備してほしい。 ○ 様々な相談窓口から民間団体に案内する体制を整備してほしい。 ○ 相談等から回復施設入所や自助グループ入会までの一連の流れの円滑化してほしい。 ○ 例えば、空き住宅の活用により困窮者向けシェルターを増やし、当該シェルターを住所地に関わらず申込可能とする等により、市町村域を越えた社会復帰への包括支援を推進してほしい。	関係機関等との連携体制の整備について、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。 このため、〈今後の取組〉(P47)において、関係機関連絡会議の開催等により、関係機関同士の連携強化を進め、包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現をめざす旨を記載しております。 関係機関等との連携に関する様々な御意見は、今後の参考といたします。

番号	項目	意見の概要	県の考え方(案)
15	第二章 Ⅲ依存症対策の基盤整備 2人材の確保 《1件》	○ 県及び市の職員は理解しようとしているが、底上げができていないと感じる。県、市職員全員が関連セミナーを受講し、誰もが窓口で対応できるよう勉強してほしい。	関係職員の資質向上について、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。 このため、P50～51〈今後の対応〉に示す県市職員対象の既存研修に関して、参加の促進を図ってまいりたいと考えております。
16	第二章 Ⅳ多重債務問題等への取組 2違法なギャンブル等の取締りの強化 《1件》	○ 闇カジノの摘発・撲滅を望む。	P53〈今後の対応〉のとおり、違法な賭博店に係る情報の収集に努めるとともに、厳正な取締りを実施いたします。
17	その他 《8件》	○ 支援内容を具体的に知りたい ○ 国際的に「ギャンブル等依存症」は「ギャンブル障害」へと概念が変わったため、日本でも当該対策の根本的な見直しが必要 ○ 医療体制の整備と相談体制の充実が必要 ○ ぱちんこのキャッシュレス化の歯止めが必要 ○ 家族会による警察関係者向け講習会開催が必要 ○ 事業者側は派手なコマーシャル等の大金を使えるのに、被害者側は何の手段もなく不公平 ○ ギャンブル等依存症に関して定期的な講演会の開催を望む	ギャンブル等依存症対策について、具体的な支援内容は、本県精神保健福祉センターや名古屋市精神保健福祉センター「こころぼ」等で案内を受けられます。 引き続き、ギャンブル等依存症対策をしっかりと推進してまいります。 パブリックコメントの御意見については、愛知県ギャンブル等依存症対策推進協議会で提示し意見聴取のうえ、今後のギャンブル等依存症対策の参考といたします。 引き続き、ギャンブル等依存症対策をしっかりと推進してまいります。